

弥彦村公共施設等の利用再開に向けた方針について

令和2年6月18日

弥彦村新型コロナウイルス感染症対策本部

5月25日に「緊急事態宣言」が全都道府県で解除されたが、気の緩みによる人の動きにより、村内公共施設において、新たな感染拡大やクラスターの発生が憂慮されたことや、宣言解除後も、全国では新規感染者が確認され、収束の兆しが見られなかったことから、7月31日まで村内公共施設の利用を休止していた。

しかし、6月9日に新潟県より、児童・生徒が新型コロナウイルスに感染した場合の「小中学校の休業等の基準」が示されたことにより、児童・生徒への学習の影響が最小限に抑えられることになった。それに合わせ、弥彦村では公共施設の利用再開に向け、新たに方針を整理することとした。

新潟県内では5月15日を最後に1か月以上、新規感染者は出ておらず、「弥彦村」では村民の理解と協力により、現在まで1人の感染者も確認されていない。

政府は、感染拡大の第2波、第3波を憂慮しつつ、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げていくため、「新しい生活様式」が定着するまでの一定の移行期間を設定した。

また、その中に示されている「段階的緩和の目安」における「県をまたぐ移動等」が6月19日に緩和されることとなった。

このような状況の中、村では感染防止対策を実施した公共施設から順に利用を再開することとする。

各施設は「弥彦村新型コロナウイルス感染症対策に係る公共施設利用方針」（別紙1）を遵守した上で、施設ごとに利用条件を定め、利用をしていただくこととする。

万が一、村内の公共施設や学校等において、濃厚接触や感染が確認された場合の休業等の基準については、別紙に定める「村内公共施設の休業等の基準」（別紙2）、「児童・生徒が感染した場合の学級閉鎖基準」（別紙3）、「園児が感染した場合の保育園休園基準」（別紙4）、「小学校が学級閉鎖になった場合の放課後児童クラブの運営方針」（別紙5）においてそれぞれ定める。

これらを総合的に勘案した結果、再開日については、利用者への周知並びに施設の感染防止対策準備期間等が必要であることから、7月1日が妥当であるとの判断に至り、感染拡大を予防する基本的対策「新しい生活様式」を実践しながら、施設の利用再開をしていくこととする。